

令和4年4月28日付けで行われた、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定により、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

令和4年9月29日

京都市長 門川大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）京都市伏見区御堂前町計画

京都市伏見区御堂前町616 外

2 主な意見の概要

- ・ イオン及びマンションへの苦情処理は、窓口を1つにすることで早急に対応できる体制を作ってほしい。
- ・ イオンへの搬入車は、早朝に大坂町（油掛）通でエンジンをかけて待機することなく、スムーズな搬入をお願いしたい。
- ・ 駐車違反者（搬入車及びマンションの住民の方）は警察に通報する旨記載した看板を掲げてほしい。
- ・ ガードマンの常駐をお願いしたい。

3 縦覧場所、期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

（2）期間

令和4年9月29日（木）から令和4年10月31日（月）まで（京都市の休

日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)